

玉名市官民連携まちなか再生推進支援業務委託
仕様書

第1章 総 則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書（以下「仕様書」という。）は、玉名市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する「玉名市官民連携まちなか再生推進支援業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものとする。

(目的)

第2条 本市では、令和5年度にＪＲ玉名駅を中心とした都市機能が集積する市の中心部（まちなか）における、にぎわい創出や人口集積を目指し、エリア価値を高める持続可能なまちづくりを行うことを目的とした、「玉名市まちなか未来プロジェクト」（以下、「まちなかプロジェクト」という。）を立ち上げ、官民が連携したまちづくりの方向性を示すためのたたき台として、「まちなかグランドデザイン原案（たたき台）」（以下、「原案」という。）を作成した。（【図①】まちなかグランドデザイン原案（たたき台）を参照。）

令和６年度は、「玉名市まちなかプラットフォーム」（仮称）（以下、「プラットフォーム」という。）を立ち上げ、官民が連携し、「共に考え、共に動き、共に創り出す」持続可能なまちづくりを目指し、まちづくりの未来ビジョンとなる「玉名市まちなかグランドデザイン」（仮称）（以下、「まちなかグランドデザイン」という。）を策定する。（【図②】玉名市まちなか未来プロジェクト模式図を参照。）

本業務は、「プラットフォームの組成及び管理・運営」及び未来ビジョンとなる「まちなかグランドデザインの策定支援」を行うものである。

(業務の区域)

第3条 JR玉名駅周辺（まちなか区域）（【図③】位置図を参照。）

(業務委託期間)

第4条 委託契約締結の日から令和7年3月31日（木）までとする。

(準拠する法令)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に定める関連法令等に準拠して実施しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年法律第87号）
- (2) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号、最終改正：令和5年政令第280号）
- (3) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号、最終改正：令和5年国土交通省令第30号）
- (4) 玉名市公共工事業務委託契約約款（令和2年4月8日 告示第66号）

- (5) 玉名市財務規則（平成17年10月3日 規則第39号）
- (6) その他関係法令及び諸規則

（提出書類）

第6条 受託者は、本業務の実施に当たり、契約書等に定めるもののほか、下記の書類を速やかに提出し、委託者の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者等通知書（経歴書・資格証の写し、直接雇用を証明する書類）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他委託者が指示する書類

（配置予定技術者）

第7条 本業務を担当する受託者の選任する配置予定技術者は、本業務の意図や目的を十分に理解した上で、官民連携したまちづくりの基礎となるプラットフォームの組成・運営やまちなかグランドデザイン（未来ビジョン）の策定を支援し、第18条に記載する「まちなか魅力向上委員会」（仮称）が自走できる組織として成長していくことを促すために必要となる高度な技術と十分な実務経験を有した技術者を配置するものとする。

（業務の遂行）

第8条 受託者は、委託者の意図を十分に理解し、業務工程表に沿って本業務を行い、委託者と打合せを十分行うとともに、綿密な連携を保ち作業を行うものとする。また、本仕様書に記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、委託者と協議し補充するものとする。

（資料貸与）

第9条 本業務実施に当たり、委託者が必要と認める資料等については受託者に貸与し、若しくは閲覧させるものとする。受託者は、貸与資料等の保管管理については、その取扱いに十分注意するものとする。また、亡失、破損等が生じた場合は、受託者の負担において速やかに弁償し、若しくは修復しなければならない。

（打合せ協議）

第10条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。

2 前項の打合せ協議は、オンライン会議も可とする。

（秘密の保持）

第11条 受託者は、本業務遂行中に知り得た各種事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

（損害賠償）

第12条 受託者は、本業務遂行中は安全に留意し、交通の妨害又は公衆に迷惑を生じないように配慮するものとする。本業務遂行中に受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合は、発生原因、経過、被害等の状況を委託者に速やかに報告し、受託者の責任において処理解決するものとし、これに係る費用は全て受託者の負担とする。ただし、受託者の瑕疵が認められない場合は、この限りではない。

（成果品の帰属）

第13条 受託者は、本業務における成果品の全てを委託者に帰属するものであり、委託者の承諾を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。

成果品のうち、受託者又は第三者に帰属する著作物については、委託者は非独占的使用権を有するものとする。

（検査及び瑕疵）

第14条 本業務委託成果の納品に当たって、受託者は次に定める事項に対応しなければならない。

- （1） 完了検査を受ける際は、事前に関係書類を提出の上、速やかに検査を受けること
- （2） 前号の検査に合格しない場合には、委託者が指定する期間内に問題箇所の修正を行い、再検査を受けなければならない。

（一括再委託の禁止）

第15条 受託者は、委託の履行に際し本委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

また、契約書の各条項又は仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、再委託先がこれを遵守することに関して、受託者は一切の責任を負う。

（情報保護）

第16条 受託者は、本業務を履行する上で、委託者の情報資産を取り扱うことから、情報資産の漏えい対策を行わなければならない。

第2章 業務内容

（業務概要）

第17条 官民連携した持続可能なまちづくりを目指し、プラットフォームの核として構築される「玉名市まちなか未来デザイン協議会」と「まちなか魅力向上委員会」（仮称）（【図④】玉名市まちなか未来プロジェクトの組織体系図を参照。）の構成員と玉名市まちなか未来プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という。）の構成員の連携を図り、官民の幅広い関係者が参画する共創の場を構築し、原案をたたき台として、玉名の持つ魅力や特色を活かした玉名らしい未来ビジョンである「まちなかグランドデザイン」を策定する。

本業務の概要は、次のとおりとする。

（1）計画準備

本業務の目的を把握し、業務に必要な各種資料等の収集整理や本業務の契約締結までに行うプラットフォームの活動の記録を整理し、業務全般の具体的な手法や工程をまとめた業務計画を作成する。

（2）プラットフォームの組成・運営支援

まちなかグランドデザインの策定や目指すべきまちなかの将来像の実現のために自立・自走することを目的としたまちなか魅力向上委員会（仮称）やプラットフォームの組成を支援し、まちなかグランドデザイン策定に向けた検討会等の運営に必要な資料作成や調整・支援を行う。

また、本業務の契約とは別に7月から9月まで期間に委託者が行う、まちなか魅力向上委員会で開催を予定している会議及びワークショップ（【図⑤】まちなかプロジェクトの本年度のスケジュール案を参照。）の結果について、受託者はその内容や今後の予定などを整理し、また、委員会の運営方針への助言などを行う。

（3）民間意見の集約支援

まちなかグランドデザインへ記載する民間主体の取り組み内容や官民連携で取り組む内容の検討のため、本業務の契約とは別に委託者が行う「まちなか出前ワークショップ」などの結果から市内の各種団体などが取り組んでいる活動や今後の希望等を整理する。

また、プロジェクトチームが市内各種団体と個別に行う、官民連携手法による公共施設の維持管理や運営に関する意見交換等の結果を整理する。

（4）まちなかグランドデザイン策定支援

原案と民間意見の集約結果を基に、共創によるまちなかグランドデザインの検討を行うため、市民やプラットフォーム関係者、庁内プロジェクトチーム関係者等を対象とした「まちなかグランドデザイン拡大ワークショップ」（仮称）の運営に必要な資料作成及び取りまとめの支援を行う。ワークショップ当日は委託者が運営等を行うものとし、受託者はワークショップの記録作成を行う。

ワークショップ開催後は、まちなかグランドデザインへ記載する行政主体の取り組み内容や官民連携による取り組み内容を整理し、まちなかグランドデザインのデザインや文面、体裁等

についての検討及び調整を行い、計画書としてのとりまとめを行う。

(5) 次年度業務実施に向けた資料作成等

関係者等の機運醸成を図るため、ワークショップや社会実験の開催に向けた検討を行う。

(6) 打合せ協議

業務遂行に必要な打合せ協議を適時行う。

(7) 報告書作成

業務報告書として、上記事項を取りまとめ、業務報告書を作成する。

(成果品)

第18条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

【別表：成果品一覧】

No.	成果品	数量	単位
1	業務報告書	2	部
2	まちなかグランドデザイン(仮称)概要版、	1	部
3	まちなかグランドデザイン(仮称)詳細版、	1	部
4	上記電子データ	1	式

(納品場所)

第19条 成果品納入場所は、玉名市建設部都市整備課とする。

(その他)

第20条 本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、プロポーザルにおける受託者の企画提案書及び委託者と受託者の協議により決定し実施する。

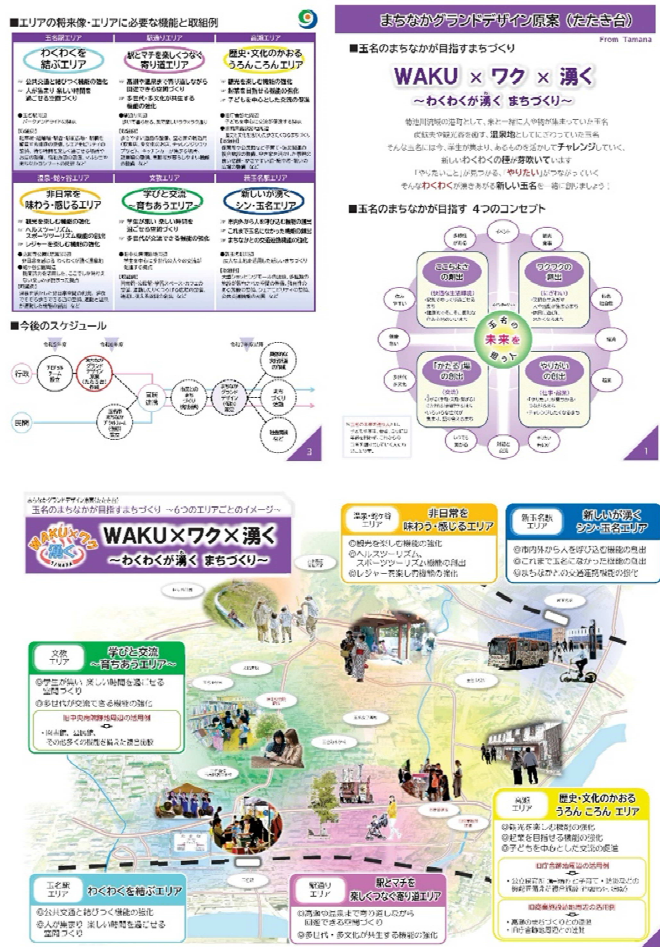
【図①】 まちなかグランドデザイン原案（たたき台）

1. 冊子版（本書+参考資料編）

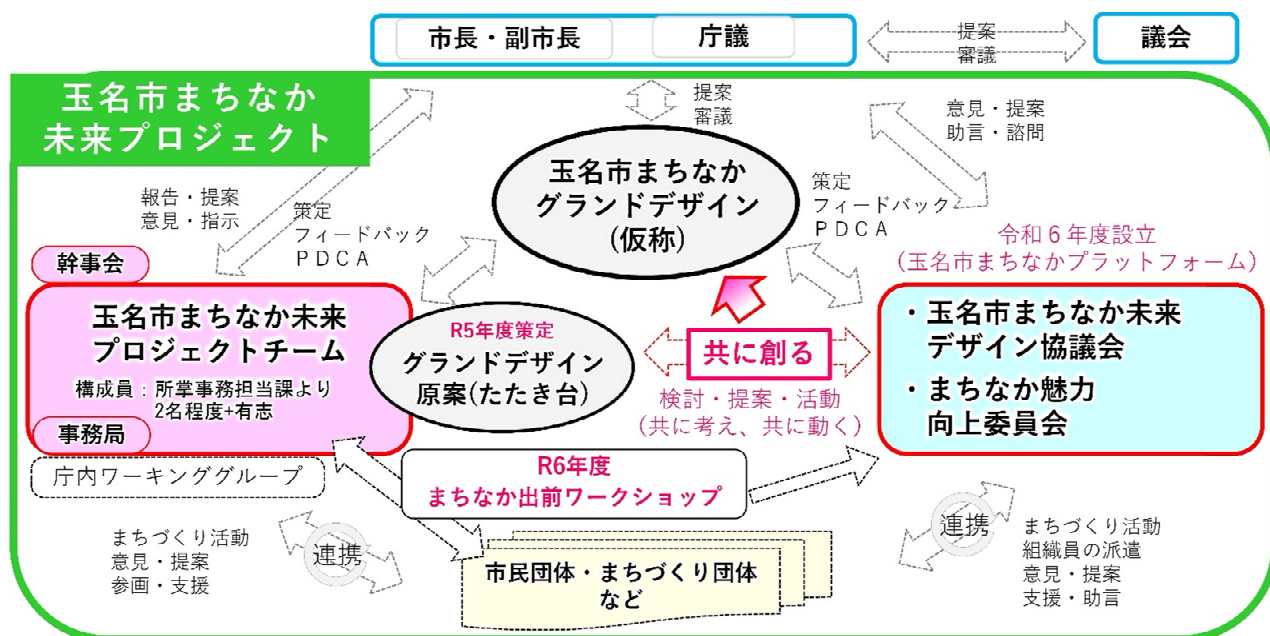


※冊子版は、委託者より貸与できます。

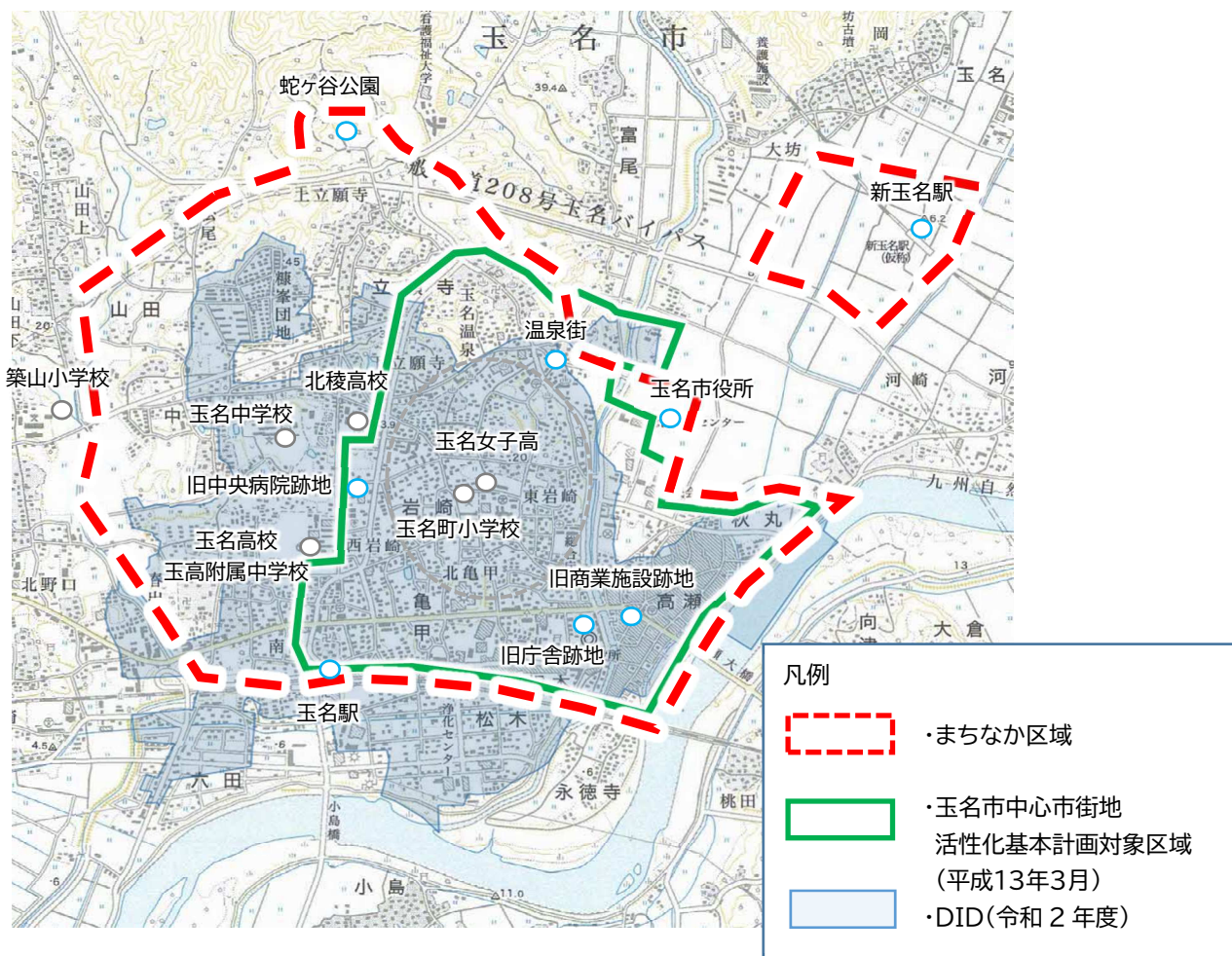
2. A 3 版



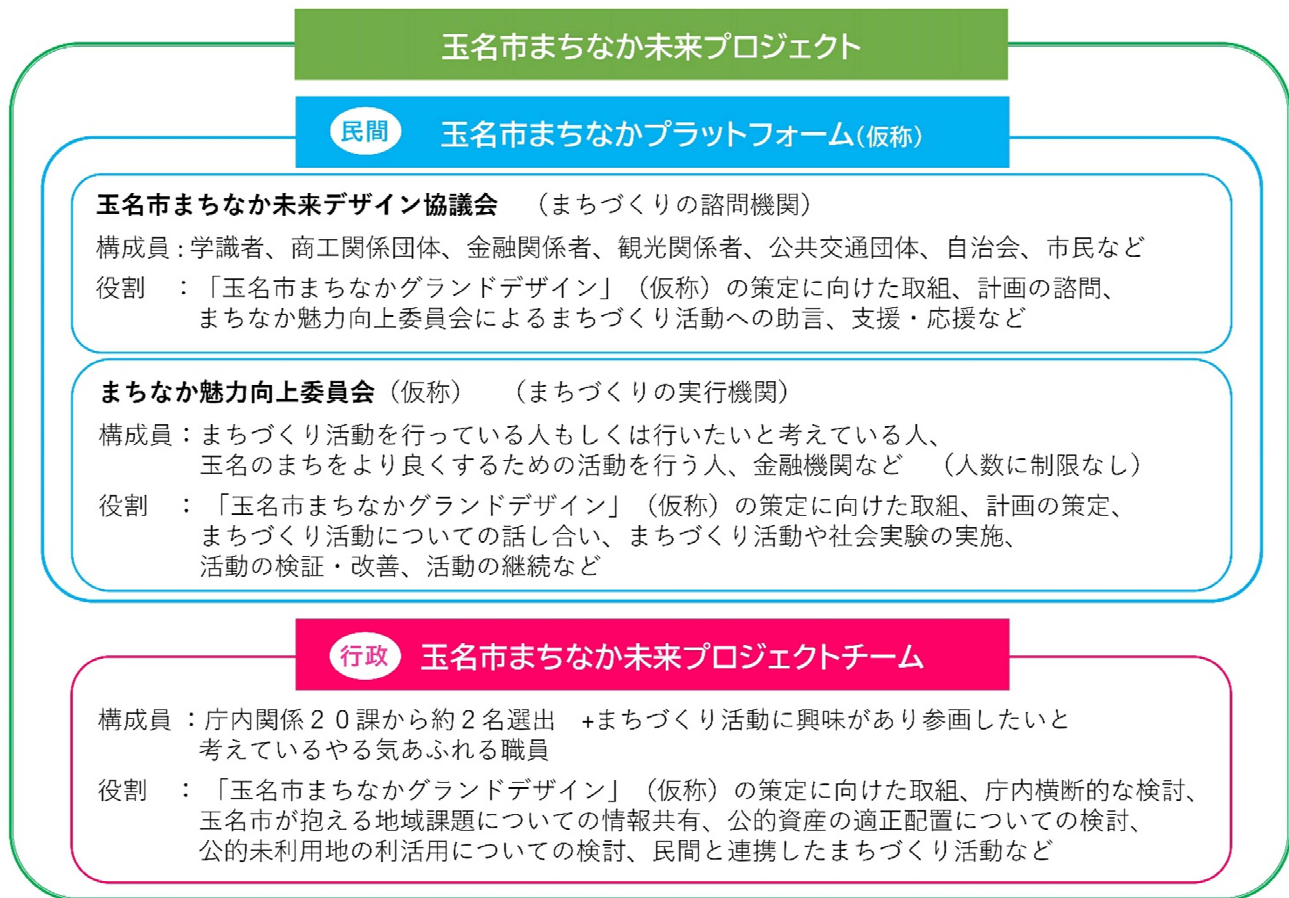
【図②】 玉名市まちなか未来プロジェクト模式図



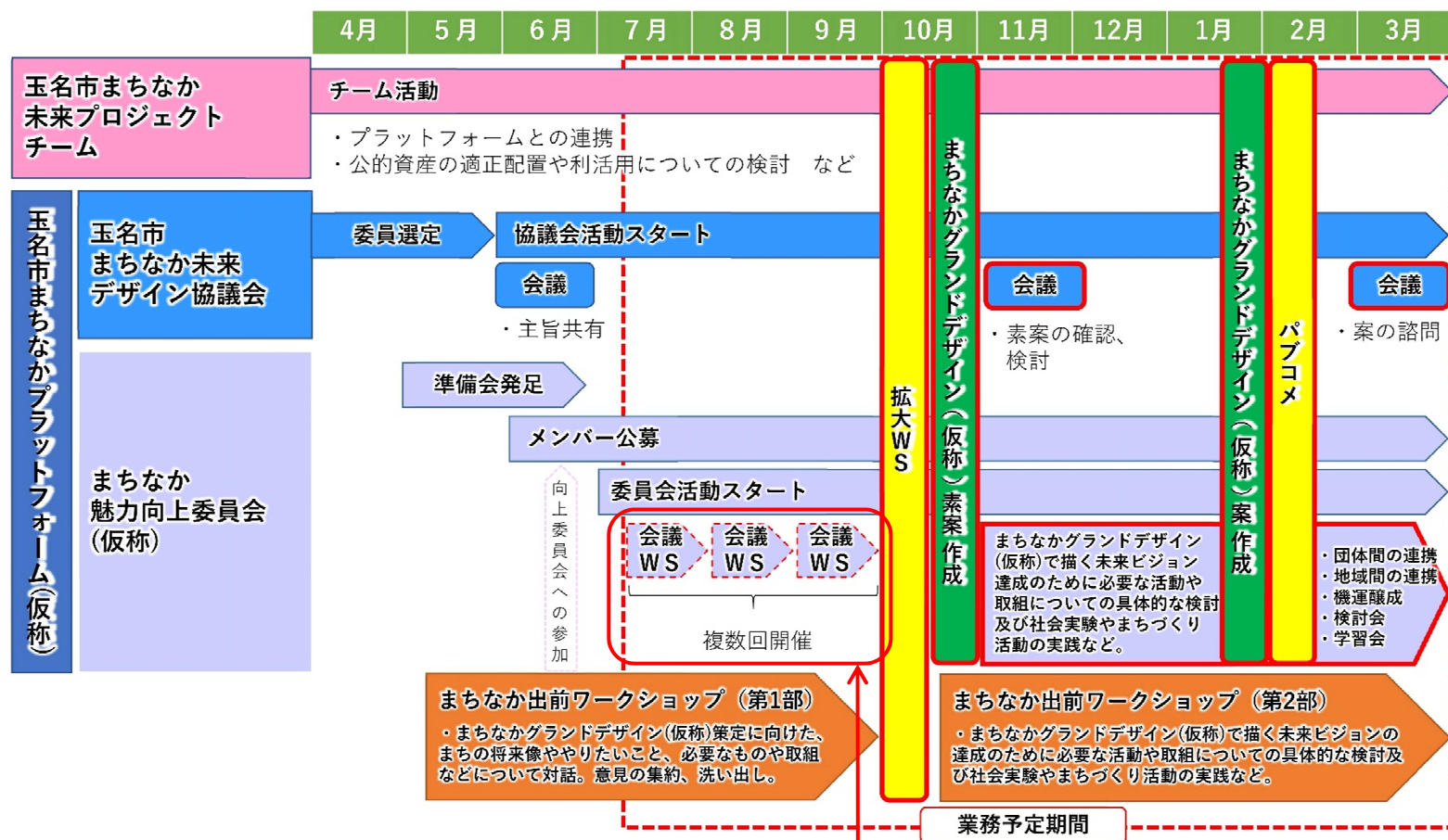
【図③】 位置図



【図④】 玉名市まちなか未来プロジェクトの組織体系図



【図⑤】 まちなかプロジェクトの本年度のスケジュール案



こちらについては、会議やワークショップ（WS）の運営は委託者が行い、受託者は会議等で出た意見や内容についてのとりまとめや整理、運営方針への助言などを行う。